

博多港港湾情報システム利用規約

福岡市長（港湾管理者）が管理・運営する博多港港湾情報システム（以下「本システム」という。）を利用いただくにあたり、以下のとおり利用規約（以下「本規約」という。）を設けておりますので、本規約をご承諾の上、利用申込みをお願いします。

第1条 本システムの利用

本システムを利用し、港湾諸手続の電子申請等を行う港湾関係事業者は、本システムの利用者（以下「利用者」という。）として、登録を受ける必要があります。

第2条 利用申込み方法及び利用資格の発生

利用希望者が、利用申込書を福岡市長（以下「港湾管理者」という。）に提出することをもって利用の申込とします。

港湾管理者は、利用申込内容を確認した後、「受諾通知書」を渡します。「受諾通知書」に記載した利用開始日より利用資格が発生します。

第3条 ユーザID及びパスワード

1. 本システムの利用に際し必要となるユーザID（以下「ID」という。）及びパスワードは、Webサーバへの接続に必要となります。なお、利用者が別途契約しているインターネットサービスプロバイダーのネットワークに接続するときに必要となるIDとパスワードとは異なることにご留意ください。
2. 利用者が本システムの利用の際に利用するIDは、半角英数字8文字（英字は大文字のみ）の文字列とします。
3. IDは、港湾管理者が利用者に貸与します。
4. IDは、当該利用者のみが利用できるものとし、第三者への譲渡・再貸与・相続などはできません。
5. IDは、変更ができないものとしします。
6. パスワードは、利用者の責任において変更が可能なものとしします。港湾管理者は、利用者が任意にこれを変更できるよう、変更のためのWeb画面を提供します。
7. 港湾管理者から利用者にパスワードを問い合わせることはありません。
8. 港湾管理者は、利用者からパスワードの問い合わせがあった場合、本人確認のための情報照会等を行います。なお、この情報照会は、時間を要することがありますので、パスワードの管理には十分留意してください。
また、ID、パスワードを記載した「受諾通知書」は、問い合わせに対する本人確認の資料として提出を求めることがあります。紛失することがないよう管理には十分留意してください。

第4条 請求先（特例）コード

1. 港湾管理者は、請求先の指定を希望する利用者に、請求先（特例）コードを貸与します。
2. 自社企業内の経理部署等を請求先に指定する場合は、一の請求先（特例）コードを貸与するものとし、自社企業内で共用するものとしします。
3. 申請業務の請負先（他社）が複数ある場合は、請負先毎に請求先コードを貸与するものとしします。
4. 請求先（特例）コードは、変更ができないものとしします。
5. 請求先（特例）コードの問い合わせは、貸与者しかできないものとしします。

問い合わせに対し、港湾管理者は、本人確認のための情報照会等を行います。

なお、この情報照会は、時間を要することがありますので、請求先（特例）コードの管理には、十分留意してください。

第5条 本システムの内容及び運用

1. 港湾管理者が利用者に提供するシステムの内容及び運用の細則は、「博多港港湾情報システムの手引き」のとおりです。
2. 利用者は、本システムの提供を受ける権利を第三者に譲渡、貸与あるいはその類似の行為などにより、第三者が港湾管理者の提供する機能の全部又は一部を享受できる機会を有償無償を問わず提供することはできません。

第6条 本規約の適用

本規約は、港湾管理者と利用者間の一切の關係に適用するものとします。

第7条 ID及びパスワードの管理

1. 利用者は、第3条に規定するID・パスワードについて、責任を持って管理する義務を負うものとします。
2. 利用者が前項の義務を怠り、利用者自身によるID・パスワードの管理が不十分であったこと、または第三者の不正使用などに起因する全ての損害についても利用者は責任を負うものとし、港湾管理者は一切責任を負わないものとします。

第8条 請求先（特例）コードの管理

1. 利用者は、第4条に規定する請求先（特例）コードについて、責任を持って管理する義務を負うものとします。
2. 利用者が前項の義務を怠り、利用者自身による請求先（特例）コードの管理が不十分であったこと、または第三者の不正使用などに起因する全ての損害についても利用者は責任を負うものとし、港湾管理者は一切責任を負わないものとします。

第9条 禁止される行為

1. 港湾管理者は、全ての利用者が本システムを満足して利用できるように、本システムを利用する際に以下の各行為を禁止するものとします。
 - (1) 他の利用者または第三者に迷惑・不利益を与えるなどの行為
 - (2) 港湾管理者のサービスに支障をきたす恐れがある行為など港湾管理者が不相当と判断したもの
2. 港湾管理者が前項に違反するか否かについて調査を行う必要があると判断した場合、利用者は港湾管理者の調査に応じる義務を負うものとします。また、他の利用者も港湾管理者からの調査協力の要請に応じる義務を負うものとします。
3. 利用者が第1項で禁止している行為を行い、本システムの運用を停止もしくはそれに近い状態に至らせた場合、当該利用者は港湾管理者及び他の利用者が被る損害を賠償する義務を負うものとします。

第10条 システムの保守

1. 港湾管理者は、システムの稼働状態を良好に保つために、本システムの運用を停止のうえ保守点検を行う場合があります。この場合、事前に利用者にその旨を通知します。
2. 前項及び不測の事故などの止むを得ない事由により、本システムの提供の遅延また

は中止などが発生しても港湾管理者は責任を負わないものとします。

3. 港湾管理者は、全ての利用者に常に本システムの良好な環境を提供するため、港湾管理者が緊急な対処を行う必要があると判断した場合、利用者への通知の到達を待たずに必要な措置を取ることができるものとします。

第11条 利用の取り止め

1. 利用者が利用を取り止める場合は、別途定めた書面（利用停止届）による届出を行うものとします。
2. 前項の届出がなされた場合、港湾管理者は速やかに当該利用者へ提供した機能を停止するものとします。

第12条 港湾管理者の免責

1. 港湾管理者は、利用者が本システムの利用により発生した一切の損害について、いかなる責任も負わないものとします。
2. 港湾管理者は、天災などの不慮の事故による本システムの停止について、いかなる責任も負わないものとします。

第13条 利用者に対するサポート

1. 港湾管理者は、利用者に電話、ファックス、電子メールなどの通信手段により、本システムに関するサポートを提供するものとします。
2. サポートの対象は、利用者のみに限ります。
3. サポートとして提供できる内容は、本システムが提供するサービスに関する情報と利用者が港湾管理者のサーバに接続するための情報やその障害の解決・対処方法についてのみとします。
利用者自身のコンピュータ、オペレーティングシステム（OS）、通信機器、通信ソフトなどの一切のサポートは、有償無償を問わず行わないものとします。

第14条 港湾管理者からの強制的な利用の停止

1. 利用者が次の各号の一に該当する場合、港湾管理者は当該利用者の接続を強制的に切断することができるものとします。
 - (1) 利用申込時の申告事実の全部または一部が虚偽であることが判明した場合
 - (2) 第9条第1項の禁止される行為を行った場合
 - (3) 第9条第2項の調査要請に応じなかった場合
2. 港湾管理者は、強制的な利用の停止処分を受けた利用者のIDを回収し、本システム利用に関わる利用者に帰属する権利物を速やかに削除します。

第15条 届出事項の変更

1. 利用者は、利用者登録事項に変更が生じた場合は、速やかに港湾管理者に届け出るものとします。
2. 利用者が前項の届出を怠ったために、港湾管理者からの通知または送付された書類が延着又は到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。

第16条 規約の変更

港湾管理者は、本規約を変更することがあります。本規約が変更された後の本システムの提供条件や内容などは、変更後の規約に定めるとおりとします。

第17条 協議事項

本システムの利用に関して本規約によって解決できない問題が生じた場合は、港湾管理者と利用者との間で双方誠意をもって話し合いこれを解決するものとします。

付則

第1条

本規約は、平成11年10月1日から適用します。

第2条

本システムの稼働は、平成11年11月1日からとします。